

仕 様 書

1 件名

福井公共職業安定所レイアウト変更及び番号呼び出し機整備

2 概要

(1) レイアウト変更（詳細は別添「仕様明細書（レイアウト変更）」参照）

現在、福井公共職業安定所3階に設置している職業相談サービス第三部門の機能を、同所1階・2階に移設する。移設後の3階部分は小会議室に用途変更する。

移設に伴い、ハローワークシステム（職員端末及び来所者端末）、什器、備品、カウンター等の移設、各コーナーの解体・撤去、設営、移設に伴う電気・通信工事や電話工事一式、タイルカーペットの張替を行うもの。

(2) 番号呼び出し機入替（詳細は別添「仕様明細書（番号呼び出し機整備）」参照）

職業相談サービス第三部門の移設に伴い、1階・2階で使用する番号呼び出し機の整備を行う。

1階は6窓口増、2階は3窓口増となるが、各階、現在使用している番号カード発券機に対応したものを導入すること。また、必要に応じて現在使用しているシステムの設定変更等も行うこと。

3 履行場所

福井公共職業安定所（福井市開発1-121-1）

4 履行年月日

令和7年2月28日（金）～令和7年3月2日（日）

※令和7年2月28日については、閉庁後（17時15分以降）であれば作業可。

5 石綿含有建材事前調査について

(1) 受注者は、石綿含有建材使用の有無について「石綿障害予防規則」等に基づき事前調査を実施し、施工前に石綿等使用の有無に係る「事前調査結果報告書」を提出すること。

(2) 書面及び目視調査の結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかった場合は、石綿等の使用の有無について分析調査を実施すること。

(3) 書面及び目視調査、または分析調査の結果、石綿等の使用が明らかとなった場合は、石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じたうえで施工すること。

6 その他

(1) 入札価格には、レイアウト変更及び番号呼び出し機入替に係る各種配線等付帯作業、物品納入に伴う搬入・組立・設置、不用什器の廃棄、石綿事前調査等にかかる経費をすべて含むこと。

- (2) 入札書の提出の際に、レイアウト変更・番号呼び出し機入替に係る各作業、物品納入に係る経費の内訳（搬入・設置費用等についても項目を設けて記載すること）が分かるもの（任意様式）を添付すること。
- (3) 物品の引渡しを受けた日から1年以内に発見された瑕疵及び仕様に適合していない場合、又は当方の重大な過失で無い場合の故障等については、製品の取替えもしくは、修理等を契約業者の負担で行うこと。
- (4) 物品の納入及び什器の移設においては、庁舎の破損・物品の滅失損傷がないよう万全の注意を払うこと。滅失損傷等が認められた場合は、速やかに当局担当者に報告し、受注者の責任において現状回復を行うものとする。
- (5) 不用什器の廃棄については、受注者が責任をもって適切な方法で行うこと。
- (6) 現場確認等を希望する場合には、当局担当者あてに連絡を入れ、日程調整のうえで行うこと。
- (7) 障害発生時は窓口を落札業者に一本化し、誠意を持って迅速に対応すること。
- (8) 仕様書及び仕様明細書に基づく全ての作業において知り得たいかなる情報についても、第三者に開示又は他の目的に使用してはならない。守秘義務を厳守し、情報漏えい防止対策に万全を期すこと。
- (9) 仕様書及び仕様明細書の内容、解釈及び明記のない事項について疑義が生じた場合は、当局と協議し決定すること。また、契約後の軽微な仕様の変更は、当局担当者の合意を得た場合に限り可能なものとする。

7 検査及び代金の支払いについて

当方の検査担当職員による検査に合格したことをもって契約の履行完了とする。

履行完了後は、速やかに請求書を提出することとし、請求書の宛名は「支出官 福井労働局長」とすること。

業務の完了後、適法な請求書を受理してから30日以内に指定された金融機関に振り込むこととする。

8 本件に関する問い合わせ先

福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎14階

福井労働局総務部総務課 会計第一係 山本

TEL : 0776-22-2655

Mail : yamamoto-akihiro.6v6@mhlw.go.jp